

前橋市工事検査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、前橋市工事検査規程に定めるもののほか、工事検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査員)

第2条 前橋市工事検査規程第3条第3号に定める工事担当課長が指定する担当課検査員は、工事監督員経験のある者とする。

(検査協力義務)

第3条 工事担当課長は、当該工事の監督員（以下「監督員」という。）に契約書、設計書、図面、仕様書その他関係書類を準備させて、検査員が行う検査に協力させなければならない。

(検査準備)

第4条 監督員は、工事検査の実施に当たって次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 工事完成区間または工事完成施設には、測点及び主要構造物の寸法を明示しておくこと。
- (2) 鋼巻尺その他のテープ、ポール、箱尺、レベル、トランシット、スラントルール、写真機、黒板（縦30cm、横50cm程度のものとする。）、シュミットハンマーその他必要な計測器具を準備すること。
- (3) 破壊検査に必要なツルハシ、スコップ、ノミ、ハンマー、削岩機、その他必要な工具及び機械器具を準備すること。
- (4) 検査の際、必要な交通整理用器具、標識等を準備すること。
- (5) 工事の基準点（BM）を明示すること。

(検査の方法)

第5条 検査は、契約書、設計書、図面、仕様書その他関係書類に基づいて、施工の位置員数、長さ、幅、高さ、深さ、面積又は外観の確認及び穿孔、掘削、抜取り、又は強度の測定を行うものとする。

- 2 検査員は、地下又は水中等で実施検査が困難な部分については、当該部分の施工中の写真、その他の資料により検査を行うことができる。
- 3 検査員は、試運転、据付その他の措置を必要とするときは、その結果を待つて合否の判定をするものとする。
- 4 検査箇所は、測点を外した無作為指定位置とする。

(検査基準及び許容範囲)

第6条 工事の検査基準及び許容範囲は以下のとおりとする。

1 土木工事、建築工事、電気設備工事、機械設備工事

群馬県建設工事検査基準に準ずる。

2 農村集落排水事業工事

群馬県建設工事検査基準に準ずる。

農業集落排水施設検査・施工管理指標（案）

3 水道工事

群馬県建設工事検査基準・前橋市水道工事標準仕様書に準ずる。

4 下水道工事

群馬県建設工事検査基準に準ずる。

前橋市水道局下水道工事出来形管理基準

5 公園工事

群馬県建設工事検査基準に準ずる。

公園緑地工事施工管理基準（国土交通省）

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年8月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月10日から施行する。